

平成26年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

平成26年11月21日

平成26年11月21日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
日程第8 報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
日程第9 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は37名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄

37番 宮 負 厚 美

39番 小 倉 新 一

41番 大 須 賀 常 政

43番 小 林 一 男

38番 菱 木 重 雄

40番 多 田 晃 一

42番 三 橋 和 男

1. 欠席委員6名、その氏名は下記のとおり

7番 石 橋 新 一 郎

12番 宮 崎 正 子

22番 宮 田 毅

9番 宮 増 伸 彦

16番 浅 野 文 男

29番 大 堀 潔

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男

農地班長 高 橋 重 正

主 査 伊 藤 健

管理班長 椎 名 正 志

主 査 伊 能 弘

主任主事 小 川 敦 弘

開会 午後 3時13分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、37名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員、9番 宮増伸彦委員、12番 宮崎正子委員、16番 浅野文男委員、22番 宮田 毅委員、29番 大堀 潔委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成26年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、8番 玉造和男委員、36番 本宮敏雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が耕作の利便を図るためによる所有権移転であります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が耕作の利便を図るためによる所有権移転であります。

整理番号6番、7番は関連案件であります。

譲受人が耕作の利便を図るためによる所有権移転、交換等でございます。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が贈与を受けるためによる所有権移転であります。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 去る、11月13日、午後1時30分より市役所3階301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は9件でございます。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号6番、菅谷委員。

6番菅谷委員 この申請は、譲受人が自宅に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可

が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、18番 高木委員。

18番高木委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大をするために申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われま。取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 この申請は、譲受人が自宅に近い耕作利便の申請地を贈与により譲り受けて、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため自作地に近い申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、26番 星越委員。

26番星越委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、30番 高木委員。

30番高木委員 整理番号6番、7番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、お互いが耕作の利便性向上を目的に農地交換をするものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため会社に近い申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、9番について、40番多田委員。

40番多田委員 9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲り受け後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、アパート用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第3種農

地と判断されます。

整理番号2番、太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第3種農地と判断されます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長、栗田元一委員。

23番栗田委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件でございます。

このうち、整理番号1番については、現地調査を行いました。審査結果について、ご報告いたします。

現地調査を行った結果、整理番号1番の転用内容はアパート用地であり、用途区域内であることから実効性等問題はないとの意見でありました。

整理番号2番についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 場所ですけれども、〇〇〇〇の西側、〇〇〇〇と住宅地の間にある田んぼになります。

申請者は安定的な収入を得るため申請地へアパートを建築するとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は公共下水道へ放流し、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番について、30番 高木委員。

30番高木委員 この案件は議案第3号整理番号12から14との関連案件となっております。

場所ですが、〇〇〇〇の踏切と〇〇〇〇の〇〇〇〇の踏切との間に、乗用車いっぱい位の小さな踏切がございます。その線路の脇の場所です。

申請者は高効率の太陽光発電設備を導入し周辺企業等の環境への誓いとことから再生可能エネルギーの有効活用をするため設置するものであります。また、申請地は自宅からも近く管理しやすく、周辺に大きな建物もないことから土地を選定したところでございます。

雨水は敷地内処理で、周辺農地は所有者への説明もしてあり問題ありません。資金計画・造成計画についても適切であると思われまことに、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種

農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で給水施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが例外規定施行規則第33条第1項の第4号に、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号8番、9番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが、許可例外規定施行規則第36条第1項の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地」に該当するものと考えられます。

整理番号10番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが許可例外規定施行規則第36条第1項の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地」に該当するものと考えられます。

整理番号11番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号12番、13番、14番は関連案件であります。

転用を伴う使用貸借権の設定および賃借権の設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号15番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号16番、転用を伴う所有権移転で駐車場兼資材置場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第36条第1項の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地」に該当するものと考えられます。

整理番号17番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号18番、転用を伴う賃借権設定で工事用搬出入路用地とのことであります。

申請地は、農業振興地域、農用地区域内ですが、許可例外規定施行規則第10条および第18条第1項第1号イ「仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであること」に該当するものと考えられます。

整理番号19番、転用を伴う所有権移転で車輛置場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ですが許可例外規定施行規則第36条第1項の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地」に該当するものと考えられます。

整理番号20番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号21番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

以上、1番から21番の申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

2 3 番栗田委員 議案第3号、事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は21件であります。

このうち、整理番号8番、9番、16番、19番、および20番については、現地調査を行いました。

審査結果について、ご報告いたします。

現地調査を行った結果、この5件につきましては実効性等問題ないとの意見でありました。

また、他の案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い太陽光発電を行い安定した収入を確保するためとのことであります。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 場所は、〇〇〇〇北西約〇〇メートル、〇〇〇〇で区画整理内で都市計画用途地域で周辺は住宅地でございます。

賃借人は〇〇〇〇に〇〇を出店する計画で、その従業員の駐車場を確保するため今回駐車場用地として借り受けるもので、また13台ということで余剰分につきましては近隣アパートのオーナーから貸駐車場の要望があるため、それに応えるためだと話しております。

埋立等の造成工事を行わず砂利を敷き詰めるだけで、雨水は敷地内処理で、周辺に農地もなく、事業計画も適切であると思われることから、この申請は問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は〇〇〇〇、〇〇〇〇より〇〇方面へ〇〇メートル位行った〇〇〇〇より〇〇メート

ル位の所です。

譲受人は汚物取扱業を営んでおり、業務を行う際に使用する貯水槽が不足しているため、申請地へ貯水槽を敷設する計画です。

雨水は敷地内処理で、周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は〇〇〇〇より南側〇〇メートル位の所でございます。

譲受人は5人家族で全員自動車を所有しており、自宅の敷地は手狭なため近接地を駐車場用地として確保するとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 場所は〇〇〇〇の街道沿いで、〇〇〇〇から〇〇〇〇地先に右折した所から〇〇キロ位入った所でございます。近くには〇〇〇〇の〇〇〇〇、また〇〇〇〇がでございます。

譲受人は妻が相続した土地を譲り受けて安定的な収入を得るため太陽光発電を行うとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 場所につきましては、山田の〇〇〇〇がでございますけれども、その前の〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かって約〇〇キロ程行った所に〇〇〇〇との交差点がありまして、その手前の道路沿いの土地であります。

譲受人は現在両親と妻と子供で実家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となったために実家の近接地へ祖父から土地を借り入れ住宅を建築するという計画でございます。

申請地は今年 10 月 30 日付けで農振除外となった土地であります。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水につきましては宅地内処理とのことであります。

隣接農地は譲渡人のために問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可要件を満たしております、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に、7 番について、14 番 埜委員。

14 番埜委員 まず、申請場所は〇〇〇〇を渡り〇〇〇〇を〇〇〇〇、その信号を〇〇に曲がって〇〇メートルほど行きました集落地でございます。

譲受人は実家に 3 世帯で住んでおり手狭なため、隣接地に住宅を建築したいとのことであります。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流するとのことでございます。雨水は宅地内処理です。

隣接農地耕作者は譲渡人のため特に問題はありません。資金計画・造成計画等についても調査の結果適切であり、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、8 番、9 番の 2 件について、21 番 林委員。

21 番林委員 整理番号 8 番、9 番は関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして〇〇キロ位行った所の左側になります。

譲受人は運送業を営む会社で、現在の駐車場では大分狭いということで会社の近くに新たに駐車場を敷設するということです。

なお、申請地は平成 26 年 10 月 30 日付けで農振除外となった土地です。

雨水は敷地内処理で、資金計画についても適切であり、隣接農地所有者への説明もしてありまして、この造成計画には何ら問題はないと思います。

この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えられます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、10 番について、26 番 星越委員。

26 番星越委員 場所の説明ですけれども、場所は〇〇〇〇から〇〇キロ位行くと〇〇の集落があります。その中心に位置する場所です。それで、自宅からは〇〇メートル位の場所になります。

譲受人は老後の安定した収入を得るため、自宅近くの申請地を太陽光発電施設用地とするとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11 番について、27 番 飯森委員。

27 番飯森委員 場所ですけれども、〇〇〇〇より〇〇〇〇に入り〇〇の十字路を〇〇、約〇〇メートル程入った住宅地の中にあります。

譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い太陽光発電を行い安定した収入を確保するためとのことです。

雨水は敷地内処理で、隣接農地所有者へも説明してあり、資金および造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12 番から 16 番の 5 件について、30 番 高木委員。

30 番高木委員 整理番号 12 から 14 は関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。また、この案件は先ほど説明した議案第2号整理番号2との関連案件となっております。

場所ですけれども、先ほど報告しました踏切のそばになります。

申請者は高効率の太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーの有効活用をするため設置するものであります。また、申請地は自宅から近く管理しやすく、周辺に大きな建物もないことから土地を選定したものでございます。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者への説明もあり問題ありません。資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号 15 について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですけれども、これは〇〇〇〇の目の前になります。

譲受人は、現在隣接地の住宅で生活しておりますが、老朽化のため取り壊して住宅を建築するものであります。現在の敷地は手狭なため、申請地と合わせて住宅用地とするものであります。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ流します。雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地耕作者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号 16 について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇という倉庫があります。そこから〇〇キロ位先に行った所にあります。

譲受人は、大工をしており申請地の隣接地に作業場があることから敷地が手狭なため資材置場および駐車場にするものであります。

雨水は宅地内浸透とのことであります。隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、17 番から 18 番の 2 件について、34 番 伊藤委員。

34 番伊藤委員 最初に整理番号 17 について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇の交差点ですね、〇〇〇〇、〇〇〇〇交差している〇〇〇〇の交差点を〇〇寄りに〇〇メートル位行きますと〇〇に自宅があります。その自宅の奥ですね、〇〇に現地があります。

譲受人の世帯は兼業農家ですが主に両親が農業をしており高齢により管理が困難なため、太陽光発電を行い安定的な収入を得るとのことです。

また、申請地は平成 26 年 10 月 30 日付けで農振除外となった土地でございます。工事を始めていたため、始末書案件となっております。

件を満たしております、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、21 番について、42 番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 場所は、〇〇〇〇の西側を〇〇メートル位町中へ行った所です。ちょうど〇〇〇〇の南側当たりになります。

譲受人は、不動産業を営む会社で、申請地周辺は立地条件がよく需要が見込めるため宅地分譲用地とするとのことでした。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

この件は、先月申請しまして審議していただきました宅地分譲用地の申請で、一筆漏れていたため、今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2 番、坂本委員。

2 番坂本委員 ちょっと 1 件だけお尋ねしたいんですが、5 番の関係なんですけれども、これ譲受人、譲渡人、双方住所氏名も同じなので近親者であれば、あえて所有権移転をして税務署に。この関係はどういう関係なんですか。

事務局 ただいまの質問でございますが、申請上は夫婦ということで説明がありまして、申請書の中には贈与ということで申請がございました。よろしいでしょうか。

2 番坂本委員 普通に考えれば相続権がありますから問題がないかなと思ったので。わかりました。

議 長 そのほか、質疑ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第8次農用地利用集積計画1番から91番までの設定であります。

賃借権の設定、新規84件、287,817.26㎡で、そのうち田が258,583.26㎡、畑が29,234㎡であります。

賃借権の再設定16件、40,408㎡で、そのうち田が29,498㎡、畑が10,910㎡であります。

使用賃借権の設定、新規4件、7,143㎡でこれは全部畑であります。

所有権移転、3件、9,326㎡で、これは全部田であります。

以上、91件の第8次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、7件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、26件であります。

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年11月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時11分